東京女子医科大学看護学会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、東京女子医科大学看護学会(The Nursing Research Colloquium of Tokyo Women's Medical University)と称す。
- 第2条 本会の事務局を学校法人東京女子医科大 学に置く。

第2章 目的及び事業

- 第3条 本会は会員相互の学術的研鑽と交流を図り、看護学の発展を目指すことを目的とする。
- 第4条 本会は第3条の目的を達成するため次の 事業を行う。
 - (1)学術集会の開催
 - (2)総会の開催
 - (3)会誌の発行
 - (4)その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

- 第5条 本会の会員は次の通りとする。
 - (1)正会員
 - (2)準会員
 - (3) 賛助会員
- 第6条 正会員とは、本会の目的に賛同し、看護 研究、看護教育、看護実践に携わる者で、 理事会の承認を得た者をいう。
- 第7条 準会員とは、本会の目的に賛同する、東 京女子医科大学看護学部学生、東京女子 医科大学看護専門学校生で、理事会の承 認を得た者をいう。
- 第8条 賛助会員とは本会の目的に賛同する個 人、または団体で、理事会の承認を得た 者をいう。
- 第9条 本会に入会を希望する者は東京女子医科 大学看護学会入会申込書を本会事務局に 提出するものとする。
- 第10条 本会に入会を認められた者は、所定の年 会費を納入しなければならない。

- 2 既納の年会費は、いかなる理由があって もこれを返還しない。
- 第11条 会員は、次の理由によりその資格を喪失 する。
 - (1)退会
 - (2)会費の滞納(2年間)
 - (3)死亡または失踪宣告
 - (4)除名
 - 2 退会を希望する会員は、理事会へ退会届 を提出しなければならない。
 - 3 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあった会員は、理事会の議を経て理事長が除名することができる。

第4章 役員および学術集会会長

- 第12条 本会に次の役員を置き、その任期は3年 とし再任を妨げない。但し、引き続き6 年を超えて在任することはできない。
 - (1)理事長 1名
 - (2)副理事長 1名
 - (3)理事 6名
 - (理事長・副理事長を含む)
 - (4)監事 2名
 - (5)評議員 17名
- 第13条 役員の選出は次の通りとする。
 - (1)理事長は理事の互選により選出し、評 議員会の議を経て総会の承認を得る。
 - (2)副理事長は理事の中から理事長が指名 し、評議員会の議を経て総会の承認を 得る。
 - (3)理事・評議員は3年ごとにその半数を 改選する。
 - (4)理事および監事は評議員の中から選挙 で選出し総会の承認を得る。
 - (5)評議員は正会員の中から選挙により選 出する。選出の方法は別に定める。
 - (6)評議員に欠員が生じた時は、評議員選

挙における次点者が、残任期間その任 に当たるものとする。

- 第14条 役員は次の職務を行う。
 - (1)理事長は本会を代表し会務を統括す る。
 - (2)副理事長は、理事長を補佐し、理事長 に事故あるときはこれを代行する。
 - (3)理事は、理事会を組織し、会務を執行 する。
 - (4)監事は、本会の事業および会計を監査 する。
 - (5)評議員は評議員会を組織し、この会則 に定める事項のほかに理事長の諮問に 応じ、本会の運営に関する重要事項を 審議する。
- 第15条 本会に学術集会会長を置く。
- 第16条 学術集会会長は、評議員会で正会員の中 から選出し、総会の承認を得る。
- 第17条 学術集会会長の任期は1年とし、原則と して再任は認めない。
- 第18条 学術集会会長は学術集会を主催する。

第5章 会 議

- 第19条 本会に次の会議を置く。
 - (1)理事会
 - (2)評議員会
 - (3)総会
- 第 20 条 理事会は、理事長が招集しその議長となる。
 - 2 理事会は毎年3回以上開催する。但し、 理事の3分の1以上から請求があったと きは、理事長は、臨時に理事会を開催し なければならない。
 - 3 理事会は、理事の過半数の出席をもって 成立とする。
- 第 21 条 評議員会は理事長が招集し、その議長と なる。
 - 2 評議員会は、毎年1回開催する。但し、 評議員の3分の1以上から請求があった とき及び理事会が必要と認めたとき、理

事長は臨時に評議員会を開催しなければ ならない。

- 3 評議員会は、評議員の過半数の出席を もって成立とする。
- 第22条 総会は理事長が招集し、学術集会会長が 議長となる。
 - 2 総会は、毎年1回開催する。但し、正 会員の5分の1以上から請求があったと き及び理事会が必要と認めたとき、理事 長は臨時に総会を開催しなければならな い。
 - 3 総会は、正会員の5分の1以上の出席または委任状をもって成立とする。
- 第23条 総会は、この会則に定める事項のほか次の事項を議決する。
 (1)事業計画および収支予算
 (2)事業報告および収支決算
 (3)その他理事会が必要と認めた事項
- 第24条 総会における議事は、出席正会員の過半 数をもって決し、可否同数のときは議長 の決するところによる。

第6章 学術集会

- 第25条 学術集会は毎年1回開催する。
- 第26条 学術集会会長は学術集会の企画運営につ いて審議するため、学術集会企画委員会 を委嘱し、委員会を組織する。

第7章 会 誌 等

第27条 本会は、年1回以上会誌を発行する。

第8章 会 計

- 第28条 本会の費用は、会費その他の収入をもってこれに当てる。
 - 2 本会の予算は、評議員会および総会の承認を受け、会誌に掲載しなければならない。
 - 3 本会の決算は、評議員会および総会の承認を受け、会誌に掲載しなければならない。

- 第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。
- 第30条 学術集会の会計は独立会計とする。

第9章 会則の変更

- 第31条 本会の会則を変更する場合は、理事会及 び評議員会の議を経て総会の承認を必要 とする。
 - 2 前項の承認は、第24条に関わらず出席 者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第10章 雑 則

第32条 この会則に定めるもののほか、本会の運 営に必要な事項は、別に定める。

附則

この会則は、平成16年10月2日から施行する。

東京女子医科大学看護学会細則

- 第1条 この細則は、東京女子医科大学看護学会会則第32条に基づき、東京女子医科大学看護学会の運営 に必要な事項を定める。
- 第2条 本会の入会金は 3000 円とする。
 - 2 本会の正会員の年会費は 5000 円とする。
 - 3 本会の準会員の年会費は 2000 円とする。
 - 4 本会の賛助会員の年会費は1口20000円とし、2口以上とする。
- 第3条 学術集会企画委員は次の事項を審議する。
 - (1)学術集会の形式
 - (2)演題の選定および座長の選出
 - (3)その他学術集会の運営に関すること
 - 2 学術集会企画委員は、次の委員をもって組織する。
 - (1)学術集会会長
 - (2)理事1名
 - (3)評議員2名
 - (4)その他学術集会会長が必要と認めた正会員
 - 3 学術集会の研究発表は原則会員に限る。
 - 4 委員長は、学術集会会長とする。
- 第4条 本学会に編集委員会を置く。
 - 2 編集委員会は理事会で推薦された5名程度の委員をもって組織する。
 - 3 編集委員長は理事会から選出された理事をもってあてる。
 - 4 編集委員会は、年1回以上会誌の編集および発行を行う。
- 第5条 本学会に広報委員会を置く。
 - 2 広報委員会は理事会で推薦された5名程度の委員をもって組織する。
 - 3 広報委員長は理事会で選出された理事をもってあてる。
 - 4 広報委員は本学会に関する情報を発信するとともに、会員同士のコミュニケーションを促進する ため以下の活動を行う。
 - (1)ニュースレターの発行
 - (2)ホームページの作成、管理等
- 第6条 本学会に総務委員会を置く。
 - 2 総務委員会は理事会で推薦された5名程度の委員をもって組織する。
 - 3 総務委員長は理事会から選出された理事をもってあてる。
 - 4 総務委員は本会の会員管理および事務局運営を円滑に行うために、以下の活動を行う。 (1)会員の名簿管理
 - (2)予算管理

(3)事務局の運営、業務遂行に関すること

- 第7条 理事会は必要に応じ委員会を設けることができる。
- 2 委員長は理事会で選出された理事をもってあてる。

附則

この細則は、平成16年10月2日から施行する。

資料1

平成 17 年度・平成 18 年度東京女子医科大学看護学会理事会報告

(平成17年度総会以降の理事会を含む。)

- 第4回 書面理事会(平成17年度) 平成17年11月7日(月) 新入会員承認
- 第5回 理事会

平成 18 年 3 月 9 日 (木) 17:30 ~ 18:40

- 議題
- 1) 新入会員承認
- 2) 平成17年度各委員会活動報告及びまとめ
- 3) 平成 18 年度理事会について
- 4) 学会員対象のセミナー・勉強会開催について
- 5) 個人情報取り扱いの告知について
- 6) 第3回学術集会開催場所について

第1回 理事会(平成18年度)

平成 18 年 5 月 22 日 (月) 17:00 ~ 18:20

- 議題
- 1) 新入会員・退会者の承認
- 2) 平成 17 年度決算報告
- 3) 第2回学術集会について
- 4) 学会各種様式 退会届の承認
- 第2回 理事会

平成18年7月3日(月)17:00~18:30

- 議題
- 1) 新入会員承認
- 2) 個人情報保護方針についての検討
- 3) 役員選挙規定の検討
- 4) 第2回学術集会について
- 第3回 理事会

平成 18 年 10 月 2 日 (月) 16:00 ~ 17:00

議題

- 1)新入会員承認と退会者の承認
- 2) 平成 19 年度事業計画
- 3) 平成 19 年度予算
- 4) 選挙について
- 5) 第4回学術集会会長

平成 18 年度 東京女子医科大学看護学会 評議員会報告

- 日時 平成 18 年 10 月 2 日 (月) 17:00 ~ 18:00
- 議題 1. 会員数の報告
 - 2. 平成 19 年度事業計画
 - 3. 平成 19 年度予算
 - ・平成 19 年度は選挙があるため選挙費用を会議費と総務委員会活動費で増額したことを承認 された。
 - 4. 選挙について
 - 5. 第4回学術集会会長
 - 6. 理事会報告
 - 7. 各委員会活動報告
 - 8. 平成 17 年度決算報告
 - 9. その他

個人情報保護方針を作成し承認された。

平成 18 年度 東京女子医科大学看護学会 総会報告

日時:平成18年10月7日(土) 12:20~13:00

- 場所:弥生記念講堂
- 出席:28名
- 議長:加藤登紀子 書記:太田美帆
- 開会:尾岸理事長挨拶
- 議事:加藤第2回学術集会会長が議長となり、正会員221名、出席者28名、委任状72名との報告があり、 総会の成立が確認された。
- 報告事項
 - 1. 会員数

水野副理事長より、会員221名、うち会費未納者21名であることが報告された。

2. 理事会·評議会報告

水野副理事長より理事会が平成17年度に2回、平成18年度に3回開催、評議会は平成18年度に 1回開催され、活動内容について(p.90~p.91理事会・評議会報告、資料1参照)報告がされた。

- 3. 委員会活動報告(資料2)
 - 【総務委員会】

水野委員長より平成 18 年度総務委員会活動(資料 2)について報告された。

【編集委員会】

田中委員長より平成18年度編集委員会活動(資料2)について報告された。

【広報委員会】

柳委員長より平成18年度広報委員会(資料2)について報告された。

審議事項

1. 平成 17 年度決算報告

平成17年度決算(資料3)について水野副理事長より説明され、金井監事より監査報告がされ、承認された。

2. 平成 19 年度事業計画

水野副理事長より平成19年度事業計画案として1)第3回学術集会開催、2)学会誌第3巻の発行、3) 広報活動の推進、4)事務処理の円滑化と会員確保、5)第1回役員選挙の実施について説明され承認された。

3. 平成 19 年度予算案

水野副理事長より資料5の平成19年度予算案について説明され、選挙管理委員会の予算について 質疑応答があった。平成19年度事業計画として選挙管理委員会を設けるが、選挙については総務委 員会の予算枠となっており、事業計画と予算案との整合性について質問があった。水野理事より、平 成19年度は学会として初の選挙であるため、選挙管理委員会としての別立ては設けず、総務委員会 の予算から支出したいと回答があり、了解された。よって平成18年度予算は承認された。

4. 選挙について

東京女子医科大学看護学会役員選挙に関する規定(案)(資料6)について水野副理事長より報告 され承認された。よってこの規定は平成18年10月7日より施行と決定した。 その他

1. 個人情報保護方針

水野副理事長より、学会として個人情報を保護する方針(資料7)について説明され、ホームページにも掲載されていることが報告された。

2. 第4回学術集会会長

尾岸理事長より、東京女子医科大学看護学部・大学院看護研究科老年看護学の水野敏子教授が第4 回学術集会会長となることが報告された。

3. 第3回学術集会会長挨拶

次期学術集会会長である東京女子医科大学病院猪熊副看護部長より挨拶があり、第3回学術集会は、 平成19年10月6日(土)、東京女子医科大学弥生記念講堂にて開催されることが紹介され終了した。

平成18年度総務委員会活動報告

委員:水野敏子、 竹内道子、原三紀子、服部真理子、青木雅子

- 委員会開催日:第1回会議 平成18年4月6日(水)
 - 第2回会議 平成18年5月15日(月)
 - 第3回会議 平成18年6月5日(月)
 - 第4回会議 平成18年7月25日 (火)
 - 第5回会議 平成18年9月20日(水)
 - 第6回会議 平成18年10月5日(水)
- 活動内容
- 2) 卒業生、修了生、認定修了生他、新規会員獲得に向けた勧誘活動
- 3) 理事会の開催準備と運営
- 4) 評議会開催準備と運営
- 5)総会開催準備(総会案内・総会出欠通知確認)と運営
- 6) 選挙規定案の作成

会員名簿管理

- 7) 個人情報保護方針案の作成
- 8) 脱会届・脱会承認のお知らせに関するフォーマット作成
- 9)総務委員会記録の管理について
- 10) 平成 17 年度会計報告書作成
- 11) 平成 18 年度予算執行管理
- 12) 平成 19 年度予算案作成

平成18年度編集委員会活動報告

委員:田中美恵子、猪熊京子、木村みどり、小山達也、嵐 弘美 活動内容:1)学会誌創刊号の発行

会員への学会誌配送、および看護系大学図書館への寄贈

2) 19年3月に学会誌第2巻を発行予定

平成 18 年度広報委員会活動報告

委員:柳修平、高坂美枝、日沼千尋、小川久貴子

- 活動内容:1) ニュースレターの発行
 - 2) ホームページの発信

東京女子医科大学看護学会平成 17 年度決算

自 平成17年4月1日

至 平成 18年3月31日

(単位:円)

項目	17年度予算額	17年度決算額	増減額	備考
I 会費	843,000	1,155,000	312,000	
1 会員会費	800,000	1,112,000	312,000	8,000 × 139 人
2 賛助会員会費	43,000	43,000	0	
Ⅱ 雑収入	0	100,002	100,002	
1 利子収入		2	2	
2 学会誌販売		0	0	
3 その他		50,000	50,000	学術集会より返金
		50,000	50,000	看護系同窓会より
Ⅲ 前年度繰越金	85,084	85,084	0	
1音	928,084	1,340,086	412,002	

支出の部

収入の部

項目	17年度予算額	17年度決算額	増減額	備考
I 総会費	50,000	66,800	16,800	
1 学術集会貸与	50,000	50,000	0	
2 諸経費	0	16,800	1 6,800	総会垂れ幕代
Ⅱ 会議費	20,000	11,025	8,975	理事会,評議会
Ⅲ 編集委員会活動費	460,000	460,000	0	
1 郵送費	20,000	20,628	▲ 628	
2 印刷費	400,000	400,000	0	
3 事務費	40,000	30,372	9,628	
4 その他	0	9,000	▲ 9,000	会議費
Ⅳ 広報委員会活動費	80,000	0	80,000	
1 郵送費	40,000	0	40,000	看護系同窓会会報、及び学会誌郵送時に同 封したので今年度は使用せず。
2 事務費	40,000		40,000	平成16年度分の総務委員会の印刷カード で印刷を行った。
V 総務委員会活動費	200,000	181,759	18,241	
1 郵送費	40,000	27,860	12,140	
2 封筒作成·印刷費	70,000	51,475	18,525	
3 事務費	50,000	51,174	▲ 1,174	
4 会誌郵送費	40,000	40,000	0	
5 その他	0	11,250	▲ 11,250	会議費
Ⅵ 予備費	118,084	0	118,084	
1音	928,084	719,584	208,500	

東京女子医科大学看護学会 17 年度決算書

平成 18 年 5 月 22 日

総	収	入	1,340,086
総	支	出	719,584
差	引 残	高	620,502

年度決算報告について監査を行い,会計帳簿,証書類を照合調査の結果, 上記の通り相違ないことを認めます.

平成 18年5月26日

白胸油 監事

平成18年6月2日

平成 19 年度事業計画案

- 1. 第3回学術集会開催
- 2. 学会誌第3巻の発行
- 3. 広報活動の推進
- 4. 事務処理の円滑化と会員確保
- 5. 第1回役員選挙の実施

東京女子医科大学看護学会平成 19 年度予算案

自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日

収入の部

(単位:円)

項目	18年度予算額	19年度予算額	備考
I 会費	1,020,000	1,160,000	
1 会員会費	980,000	1,120,000	年会費 5,000 円×200 名 =1,000,0000 入会金 3,000 円×40 名 =120,000
2 賛助会員会費	40,000	40,000	2 口
Ⅱ 雑収入	50,000	50,000	
1 利子収入	0	0	
2 学会誌販売	0	0	
3 その他	50,000	50,000	学術集会貸与より
Ⅲ 前年度繰越金	118,084	193,084	
計	1,188,084	1,403,084	

支出の部

項目	18年度予算額	19年度予算額	備考
I 総会費	100,000	100,000	
1 学術集会貸与	50,000	50,000	
2 諸経費	50,000	50,000	
Ⅱ 会議費	10,000	50,000	理事会3回、評議会1回、選挙委員会、 交通費等
Ⅲ 編集委員会活動費	500,000	510,000	
1 郵送費	20,000	15,000	
2 印刷費	400,000	400,000	
3 事務費	40,000	40,000	
4 会誌郵送費	40,000	40,000	
5 会議費		15,000	
Ⅳ 広報委員会活動費	80,000	80,000	
1 郵送費	40,000	32,000	
2 事務費	40,000	48,000	
V 総務委員会活動費	305,000	405,000	
1 郵送費	25,000	60,000	選挙費:会員数 210 名×160 円
2 封筒作成費	50,000	100,000	選挙用封筒作成
3 印刷費	150,000	150,000	
4 事務費	80,000	80,000	
5 会議費		15,000	
Ⅵ 予備費	193,084	258,084	
計	1,188,084	1,403,084	

資料6

東京女子医科大学看護学会役員選挙に関する規定

(目的)

第1条 この規定は学会会則第13条にもとづき選挙が公明適正に行われるように、これを定めることを目 的とする。

(選挙管理委員会)

- 第2条 理事会は、正会員の中から3名の選挙管理委員を委嘱する。
 - 2. 選挙管理委員は選挙管理委員会(以下「委員会」とする)を組織する。
 - 3. 委員会に選挙管理委員長をおく。選挙管理委員長1名は互選によって定める。
 - 4. 選挙管理委員は選挙権および被選挙権を有する。
- 第3条 委員会は次の事業を行う。
 - (1) 選挙の公示
 - (2) 投票用紙の作成・配布・回収
 - (3) 開票および投票の有効・無効の判定
 - (4) 当選人の公示
 - (5) その他、選挙が適正に行われるための必要な事項

(選挙権および被選挙権)

- 第4条 その年度の会費を規定の期日までに納入した正会員は選挙権を有する。
- 第5条 入会年度を含め2年以上経過し、規定の期日までに会費を納入した正会員は被選挙権を有する。
- 第6条 選挙人名簿および被選挙人名簿を作成し、委員会の承認を得て正会員に配布しなければならない。

(選挙期日)

第7条 選挙の期日は、委員会で決定し、理事会での承認を得て正会員に告示しなければならない。

(投票)

- 第8条 選挙は無記名投票により行う。
- 第9条 投票は評議委員の改選人数を連記する。

(投票の取り扱い)

- 第10条 開票は委員会が行う。
 - 2. 開票は通知した指定の期日までの消印で委員会に到着したものについて行う。

(無効投票)

- 第11条 次の投票は無効とする。
 - (1) 正規の投票用紙および封筒を用いないもの
 - (2) 記載された候補者が明らかでない場合や、候補者以外の氏名を記載したもの
 - (3)1票中に定数以上の候補者氏名を記載したもの

(4) その他、選挙規定に反するもの

(当選人)

- 第12条 当選人は次に該当するものとする。
 - (1) 有効投票を多数得たものから順に当選人とする。
 - (2) 同数の有効投票を得たものについては、抽選により当選人を決定する。
 - (3) 当選人が辞退したときは、次点のものから順に繰り上げて当選人とし承諾を得る。

(当選人の公示)

第13条 当選人が決定したら、委員会は当選人に当選の旨を通知し、その承諾を得る。 また、当選人氏名を会員に公示する。

(その他)

第14条 この規定を施行するにあたり、疑義が生じた場合、委員会はその旨を理事会に報告しなければな らない。

(規定の変更)

第15条 この規定を変更する場合は、理事会の承認を必要とする。

附則

第16条 この規定は、平成18年10月7日から施行する。

資料7

東京女子医科大学看護学会 個人情報保護方針

平成18年7月3日 (理事会承認)

東京女子医医科大学看護学会(以下,本学会と略す)は,会員の個人情報についてその重要性を認識し, 個人情報の適切な収集・利用・安全管理に務めます。

個人情報の収集

個人情報の収集に際しては,本学会に定めた事業と目的に沿ったサービスの提供などのために必要な範 囲においてのみ,本人の同意に基づく適切な方法で収集します。

個人情報の利用および提供

収集した個人情報は、業務遂行と会員サービスへの反映のために、次の利用目的の範囲に限り使用します。

- 1) 入会・会員情報の更新・退会手続き
- 2) 学術集会・総会・学会催しの案内, 学会誌・ニュースレターの発送
- 3) 年会費請求書などの送付
- 4) 学会が行う調査票やアンケートの発送
- 5) その他, 学会が発信する情報の発送

収集した個人情報は、次の場合を除き第三者に提供することはありません。

- 1) 法令に基づく場合
- 2) 本人の同意がある場合
- 3) 個人情報の保護・管理に関する契約を結んだ外部要員に預託する場合

個人情報の管理

本学会が収集した個人情報は,紛失,破壊,改ざん,漏えいなどを防止するため適正に管理します。個 人情報を入力している端末は,外部からの不正アクセスを防ぐためインターネットに接続していません。 本学会の保有する個人情報は,利用目的に応じて正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

業務の一部を外部要員に預託する場合,個人情報の保護,および適正な取り扱いに関する契約を結ぶこ とにより,安全管理措置を遵守いたします。

個人情報の開示および訂正等

本学会が保有する個人情報について、その情報提供の本人から開示および変更・訂正・削除を求められ た場合は、適切な本人確認の手続きを経たうえで遅滞なくこれに応じます。

個人情報保護の維持および改善

本学会は,法令の変更その他の理由を考慮し,個人情報の保護,管理が適正に行われるよう見直し,改 善に努めます。

個人情報の確認・問い合わせ

東京都新宿区河田町 8 - 1 東京女子医科大学看護学部内 東京女子医科大学看護学会 FA X:03-3341-8832

東京女子医科大学看護学会評議員選挙告示

東京女子医科大学看護学会評議員の任期が、平成20年3月31日で満了となります.

つきましては、下記のとおり、平成20年4月1日から平成23年3月31日までを任期とする評議員を選 出するために、会則第4章役員および学術集会会長選出に関する規程に従い、評議員選挙を実施します。評 議員選挙の投票用紙は、各会員の連絡先住所に送付されますので、所定の用紙を用い、指定の期日までに投 票してください。

1. 選挙人および被選挙人

1)選挙人は,<u>平成19年4月30日(月)</u>までにその年の会費を納入し,選挙人名簿に掲載された会員です.
 2)被選挙人は,入会年度ならびにその選挙年度も含めて2年以上経過し,かつ上記に該当する会員です.

2. 選挙日程

平成 19 年 6 月初旬	投票用紙等送付
平成19年6月30日(土)	投票締め切り(当日消印有効)

平成 19 年 3 月 31 日 東京女子医科大学看護学会選挙管理委員会

東京女子医科大学看護学会理事名簿

(五十音順・敬称略)

(◎:理事長、○:副理事長)

	氏 名	所 属
1	猪 熊 京 子	東京女子医科大学病院看護部
2	◎ 尾 岸 恵三子	東京女子医科大学看護学部
3	高 坂 美 枝	東京女子医科大学八千代医療センター看護局
4	田 中 美恵子	東京女子医科大学看護学部
5	○ 水 野 敏 子	東京女子医科大学看護学部
6	柳修平	東京女子医科大学看護学部

東京女子医科大学看護学会評議員名簿

(五十音順・敬称略)

	氏 名	所 属
1	猪 熊 京 子	東京女子医科大学病院看護部
2	小川悦代	東京女子医科大学看護専門学校
3	尾 岸 恵三子	東京女子医科大学看護学部
4	加藤登紀子	東京女子医科大学看護学部
5	金井 Pak 雅子	東京女子医科大学看護学部
6	鎌倉里美	東京女子医科大学東医療センター看護部
7	川 野 良 子	東京女子医科大学病院看護部
8	久 米 美代子	東京女子医科大学看護学部
9	佐藤紀子	東京女子医科大学看護学部
10	高 坂 美 枝	東京女子医科大学八千代医療センター看護局
11	田 中 美恵子	東京女子医科大学看護学部
12	寺 町 優 子	東京女子医科大学看護学部
13	久 田 満	上智大学総合人間科学部心理学科
14	土 方 浩 美	東京女子医科大学看護学部
15	水野敏子	東京女子医科大学看護学部
16	山 元 由美子	東京女子医科大学看護学部
17	柳 修 平	東京女子医科大学看護学部

平成 18 年度 東京女子医科大学看護学会委員会委員名簿

(敬称略)

(◎:委員長)

		氏彳		所属
編集委員会	©⊞	中	美恵子	東京女子医科大学看護学部
	猪	熊	京 子	東京女子医科大学病院看護部
	木	村	みどり	東京女子医科大学看護学部
	小	山	達 也	東京女子医科大学看護学部
	嵐		弘 美	東京女子医科大学看護学部
広報委員会	◎柳		修平	東京女子医科大学看護学部
	高	坂	美 枝	東京女子医科大学八千代医療センター看護局
	日	沼	千 尋	東京女子医科大学看護学部
	小	Л	久貴子	東京女子医科大学看護学部
総務委員会	◎水	野	敏 子	東京女子医科大学看護学部
	竹	内	道 子	東京女子医科大学看護学部
	原		三紀子	東京女子医科大学看護学部
	服	部	真理子	東京女子医科大学看護学部
	青	木	雅 子	東京女子医科大学大学院看護学研究科 博士後期課程

東京女子医科大学看護学会誌 投稿規程

1. 投稿資格

投稿者は著者および共著者を含め本学会会員 および準会員(賛助会員を除く)に限る。但し、 編集委員から依頼された原稿はこの限りではな い。

- 2. 投稿論文の受理・採択
 - 1) 受理した原稿は返却しない。
 - 2)投稿論文の採否の決定は編集委員会がこれ にあたる。ただし、専門領域に応じて適切な 第三者に査読を依頼し、その結果を参考とす る。
- 3. 原稿の種類
 - 1) 原稿の種類は以下の5種類とする。
 - 【総説】ある主題に関連した研究文献等をレ ビューし、当該主題について総括的に概説し、 見解を述べたもの。
 - 【論説】ある主題に関連した論述、展望、提言。
 - 【研究論文】独創的で、新しい知見が論理的に 示された研究成果で、学術的な意義が明らか であるもの。
 - 【資料】上記の分類に該当しない調査、実験、 事例、実践の報告、および資料等で、本学会 員の研鑚に資するもの。
 - 【その他】本会の目的に合致する見解等で、編 集委員会が適当と認めたもの。
 - 2) 投稿論文は未発表のものに限る。
- 4. 倫理的配慮

人を対象とした論文は、東京女子医科大学倫 理委員会規程ならびに遺伝子解析研究に関する 倫理審査委員会規程に則って行われた研究であ り、また動物を用いた研究は本学動物実験倫理 委員会規程を遵守して行われた研究でなければ ならない。なお、本学以外で行われた研究の場 合は、これに準ずるものとする。

- 5. 投稿手続
 - 1) 投稿原稿は、プリントアウトしたものを、
 3部(正1部、副2部)送付する。

- 2) 査読が終了した時点で、速やかに3.5イン チのフロッピー・ディスクにテキスト形式で 保存し、プリントアウトしたものとともに提 出する。
- 3)原稿は封筒の表に「東京女子医科大学看護 学会誌原稿」と朱書し、下記に書留郵送する。
 〒162-8666
 東京都新宿区河田町8-1 看護学部内
 東京女子医科大学看護学会編集委員会
- 6. 執筆要領
 - 1)原稿はA4判横書きで、1行文字数を全角
 35字、1ページの行数を28行(約1000字)
 とする。
 - 2) 投稿論文は、図表を含め以下の枚数以内と する。
 - 総説 12枚以内(12,000字)
 - 論説 10 枚以内(10,000 字)
 - 研究論文 16 枚以内(16,000 字)
 - 資料 12 枚以内(12,000 字)
 - その他 8枚以内(8,000字)
 - 3)原稿には表紙をつけ、以下を記す。 表題、英文表題(すべて大文字とする)、著 者名(ローマ字とも)、所属機関名(英文名 とも)、図・表および写真等の枚数、キーワー ド(日本語、英語各々4語程度)、希望する 原稿の種類、別刷必要部数、著者全員の会員 番号、連絡先住所、電話番号およびFAX番号、 E-mail アドレス。
 - 4)図・表および写真は、それぞれ通し番号を 付け、本文とは別に一括し、本文原稿右欄外 に、挿入位置を朱書きする。
 - 5) 原稿はなるべく当用漢字、新かなづかいと し、外国語はカタカナで、外国人名、日本語 訳が定着していない学術用語は、原則として 活字体の原綴りで書く。
 - 6) 文献記載の様式は以下の通りとする。
 - (1)本文中に著者名、発行年次を括弧表示する。

(2) 文献は本文末尾に著者名のアルファベット順に列記する。共著者は3名まで表記する

- こととする。
- 【雑誌掲載論文】
- 著者名(発行年次):論文表題,掲載雑誌名, 号もしくは巻(号),最初のページ数-最後 のページ数.
- 【単行本】

著者名(発行年次):書名(版数),出版社名, 発行地.

著者名(発行年次):論文表題,編者名,書 名(版数),ページ数,出版社名,発行地.

【翻訳書】

原著者名(原書の発行年次)/訳者名(翻訳 書の発行年次):翻訳書の書名(版数),出版 社名,発行地.

- 7)研究論文希望の場合には、300words 前後の英文抄録ならびに800字以内の和文抄録を付ける。英文抄録は、表題、著者名、所属、本文の順に記載する。
- 7.著者校正
 著者校正は1回までとする。大幅な加筆、修 正は認められない。
- 8. 著作権

著作権は本学会に帰属する。

- 9. 著者が負担すべき費用
 - 1) 掲載料は原則として無料とする。
 - 2) 別刷料 別刷はすべて実費を著者負担とす る。
 - 3) その他 図表等、印刷上特別な費用を必要 とした場合は、著者負担とする。
- 10. 投稿締切

原則として毎年9月10日を締切とする。但し、 当日が休日にあたる場合はその前日を締め切り とする。

◆編集後記

東京女子医科大学看護学会誌第2巻を無事発刊できますことに、安堵とともに喜びを感じます。たくさん のご投稿をいただきありがとうございました。ご多忙な中、第2回学術集会での会長講演、フォーラム、シ ンポジウムのお原稿をお寄せくださいました皆々様に心より御礼申し上げます。またお忙しい中丁寧な査読 をしてくださった諸先生方、ありがとうございました。多くの方々のお力を得て、学会誌は成長していきま す。来年も多数のご投稿をいただきますよう、心より願っております。(田中)

第2巻では8編の投稿論文を掲載できることになり、学会誌を無事発刊できることを編集委員としてとて もうれしく感じております。学会誌に掲載される論文が、今後多くの研究者に引用されることを通して、東 京女子医科大学看護学会誌が看護の世界で注目される雑誌に成長していくように編集委員として携わってい きたいと思っております。(小山)

編集委員:

委員長 田中美恵子

委員 猪熊 京子 木村みどり小山 達也 嵐 弘美

東京女子医科大学看護学会誌 第2巻 第1号

2007年3月31日

発行者:東京女子医科大学看護学会 東京都新宿区河田町8-1 電話03(3353)8111代

印刷·製本:協和印刷工業株式会社 東京都目黒区原町1-15-14 電話03(3793)2531代